



スポーツを通じた健康増進・ 共生社会の実現に向けた 施策の動向

令和4年10月

スポーツ庁健康スポーツ課

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『**スポーツそのものが有する価値**』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会の**スポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策**



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・NFの強化戦略プランの実効化を支援
 - ・アスリート育成パスウェイを構築
 - ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・地域の競技力向上を支える体制を構築



共生社会の実現や

多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進



スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の**新たな「3つの視点」を支える施策**

スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域連携の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等

④ スポーツの国際交流・協力

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全N Fでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等

② スポーツ界におけるDXの推進

先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等

⑤ スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保

暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等

③ 国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等

⑥ スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等

⑫ スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるとスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

国民のスポーツ実施率を向上

- ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障害者は40%）
- ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける（障害者は70%を目指す）

生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）

子供の体力の向上

（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）

誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%

オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現

スポーツを通じて活力ある社会を実現

- ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで）
- ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%

スポーツを通じて世界とつながる

- ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進
- ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

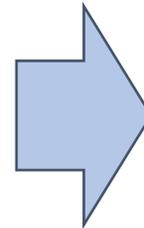
東京オリパラ大会後のレガシーの継承・発展に向けたスポーツ庁の体制整備について

- 東京オリパラ大会後のレガシーとして、Sport in Life の実現やスポーツを通じた健康増進、共生社会、経済・地域の活性化、国際貢献等を推進するための組織体制の整備
- 運動部活動の地域移行をはじめ、地域(身近な場)のスポーツ活動推進のための環境整備を推進

【現在の組織】 (5課2参事官)

- ◇政策課
[学校体育室]
・運動部活動の推進
- ◇健康スポーツ課
[障害者スポーツ振興室]
・地域(身近な場)のスポーツ活動推進
・幼児期からのスポーツ活動推進
- ◇競技スポーツ課
- ◇国際課
- ◇参事官(地域振興)
・大学スポーツの推進
- ◇参事官(民間スポーツ)
・ガバナンス・コンプライアンスの推進
- ◆オリンピック・パラリンピック課
・スポーツフォートゥモロー(SFT)の推進

時 限
(令和3年度)



【改組後の組織】 (4課3参事官)

- ◇政策課
[企画調整室]
- ◇健康スポーツ課
[障害者スポーツ振興室]
- ◇地域スポーツ課【新設】
・地域(身近な場)のスポーツ活動推進
・運動部活動の推進
・幼児期から大学生までのスポーツ活動推進
- ◇競技スポーツ課
・競技団体のガバナンス・コンプライアンスの推進
- ◇参事官(国際)
・スポーツフォートゥモロー(SFT)の推進
- ◇参事官(地域振興)
- ◇参事官(民間スポーツ)

【第3期スポーツ基本計画（抄）】

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策（5）スポーツによる健康増進

〔今後の施策目標〕

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じて健康増進を図る。

○ 主な研究テーマ（令和4年度）

1 コンディショニングに関する研究

目的：東京大会で得られた科学的知見等の一般への普及と、新たな視点でスポーツの価値を高めることによるスポーツ実施率の向上を目指す。

- 1) スランプの要因と解決策に関する調査研究
- 2) 運動器機能低下に対する地域における効果的な運動療法のあり方に関する研究
- 3) スポーツの価値を高めるための運動・スポーツが身体に与える影響に関する新たな研究促進と医学的知見の集積に向けた調査研究

2 スポーツによる社会課題解決推進のための政策に資する研究

目的：スポーツの価値を更に高め、国民のスポーツ実施率向上や、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究等を実施し、得られた成果を科学的根拠に基づいた政策立案や健康スポーツの普及啓発につなげる。

- 1) スポーツ実施が社会保障費（医療・介護）に及ぼす効果及びその評価方法に関する研究
- 2) 女性のスポーツ実施促進に係る環境整備等に関する研究
- 3) 地域における健康づくりに資する安全かつ効果的な運動・スポーツを推進するための事業の在り方に関する研究

3 競技スポーツの普及・振興に関する調査研究

目的：スポーツ選手のみならず、一般国民も競技スポーツに親しむことは、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値により、豊かな生活の実現につながるため、多様な主体が様々な競技スポーツに参画できる環境整備や普及啓発につなげる。

障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム 報告書概要（高橋プラン）

検討の背景

東京2020パラリンピック競技大会は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、2030年冬季パラリンピックの札幌招致の動き等も踏まえ、障害者スポーツ振興方策を総合的に検討することを目的として、高橋文部科学大臣政務官を座長とする「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」を文部科学省内に令和4年6月設置。

（検討体制）

座長：高橋文部科学大臣政務官 事務局長：スポーツ庁審議官

構成員：スポーツ庁政策課長、政策課企画調整室長、健康スポーツ課長、健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長、競技スポーツ課長、初等中等教育局特別支援教育課長

基本的な考え方・方向性

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要。
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

具体的な方策

（1）障害者スポーツの普及

- 都道府県等による障害者スポーツセンターの整備を促す。
（障害者スポーツセンターの在るべき機能等について、別途スポーツ審議会等において検討）
- 障害の有無、重度障害等障害の程度に関わらず、場にとらわれないスポーツの推進やDX等の活用も含め、ともにスポーツを楽しむ機会を持続的に創出できる体制の構築を促進。

（2）パラリンピック競技等におけるアスリートの発掘・育成・強化

- パラリンピック競技のコーチ・スタッフ配置に係る支援の充実を図るとともに、国際競技大会派遣への支援を拡大。
- クラス分けセンターの整備に向けた取組を加速。
- 地方公共団体のアスリート発掘の取組、医・科学サポート体制の整備を支援し、地域におけるパラアスリートの発掘・育成環境を構築。

（3）障害者スポーツ団体

- オリ・パラ競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携環境の整備。
- 障害者スポーツを通じた社会課題の解決に取り組む民間企業と障害者スポーツ団体の連携・協働関係の構築を促進。
- 都道府県体育・スポーツ協会と都道府県障害者スポーツ協会との連携を推進。

（4）地域における障害者スポーツの推進体制

- 都道府県等におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部署の連携体制の整備を計画的に推進。

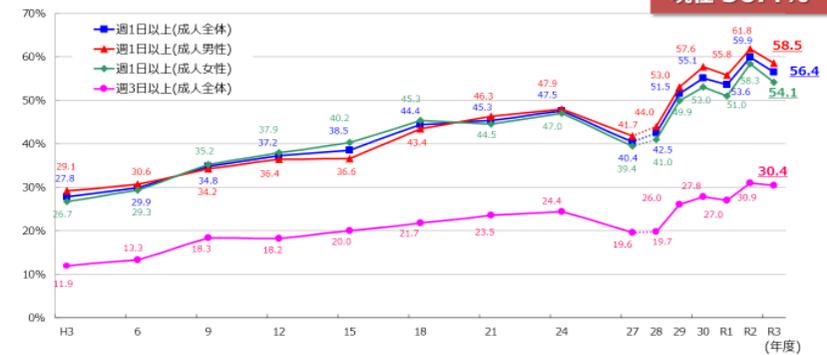
（5）その他

- 特別支援学校等の運動部活動の円滑な地域移行、生徒のスポーツ参画促進のための大会整備等。

背景・課題

- スポーツ基本法では、スポーツは、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされており、**スポーツに親しむ時間や環境の確保**が求められている。
- このため、第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツの実施に関し、**性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備**を行う。
- これにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になることを目指しつつ、東京大会による共生社会への関心の高まりとスポーツの機運向上等を契機とした、**多様な主体によるスポーツ参画を促進**する。

成人のスポーツ実施率の状況



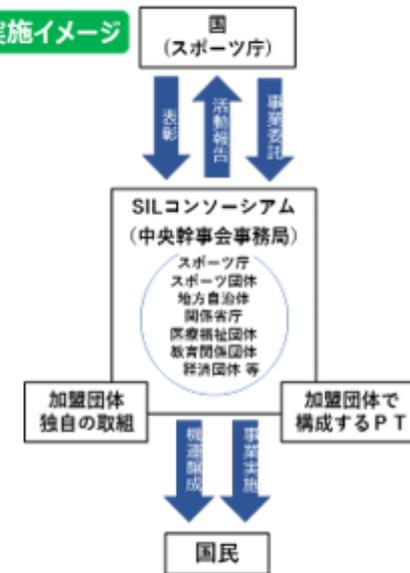
事業内容

スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念に賛同いただいた民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成。これを情報や資源のプラットフォームとして、障害の有無等にかかわらず、働く世代をはじめとした成人のスポーツ実施を促進する。

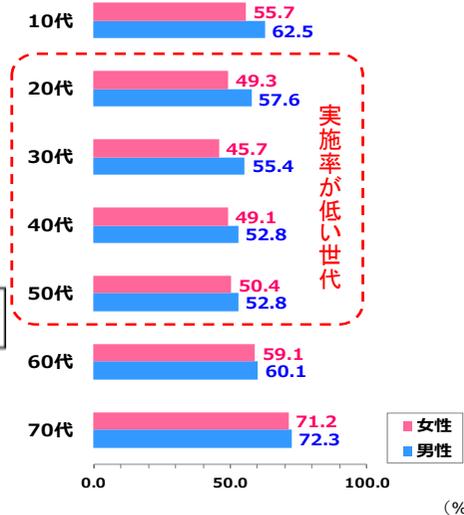
(令和2年度より実施)

- コンソーシアムの運営及び拡大、加盟団体の表彰・認定、連携促進**
優れた取組を行った団体の表彰、スポーツエールカンパニーの認定、情報発信、交流機会の提供等
- Sport in Lifeムーブメントの創出**
「スポーツの日」を中心としたスポーツの機運向上のためのプロモーション活動等
- スポーツ人口の拡大に向けた取組モデルの創出**
スポーツ実施の促進に資する取組モデルの創出、知見等の活用・応用
- 安全なスポーツ活動の支援等に関する情報提供の仕組づくり**
スポーツ団体等における安全な活動に資する情報の提供等
- スポーツ実施率の向上に向けた総合研究事業（拡充）**
大学・研究機関等と連携したスポーツ実施率向上に資するための研究事業
- スポーツに関する効果的な指導を推進するためのツールの作成・提供（新規）**
働く世代等のスポーツ無関心層に対し、効果的な指導を行うためのツールの作成・提供
- 地域におけるスポーツ医科学に基づく健康・体力づくりの推進（新規）**
スポーツ医科学に基づく健康・体力づくりに係る事例の普及等

事業実施イメージ



■年代・性別スポーツ実施率（週1日以上）



アウトプット（活動目標）

- スポーツ実施の促進に資する取組モデルの創出
- 優れた取組を行った団体の表彰
- 従業員のスポーツ実施に積極的な団体の認定
- 表彰や認定を行った団体の公表・PR など

アウトカム（成果目標）

- Sport in Lifeコンソーシアムの加盟団体数の増加
- Sport in Lifeの理解等促進
- スポーツエールカンパニーの認定数の増加
- 働く世代をはじめとした成人のスポーツ実施率向上（長期アウトカム）

インパクト（国民・社会への影響）

スポーツに親しむ時間や環境の確保、多様な主体によるスポーツ参画の促進等を通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会並びに共生社会の実現

運動・スポーツ習慣化促進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

303,056千円
272,446千円



背景

健やかに生き生きとした生活を送るためには、適度な運動・スポーツを行うことが必要不可欠である。運動・スポーツは生活習慣病予防や介護予防などに有効だけでなく、有患者や要介護者、障害者においても、適切に行うことで病状の悪化予防や改善、生活の質を維持・向上に有効となり得る。

課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、地域の体制整備が必要である。また、地域にはいまだに運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の取組事例を積極的に共有することが課題である。

事業概要

地域の実情に応じて地方公共団体が行う、多くの住民が安心して、安全かつ効果的な健康づくりのための楽しい運動・スポーツを習慣的に実施するためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。【都道府県・市町村に対する補助事業（定額）】（平成27年度より実施）

体制整備の取組【必須事項】

行政内（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①～④のうち、いずれか一つ以上を選択の上、実施する。

- ① 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ② 要介護状態からの改善者を含めた、介護予防を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ③ 障害のある人が、ない人と一体となった形での運動・スポーツの習慣化の取組 **拡充**
- ④ 以下のいずれかのターゲットに係る主にスポーツ無関心層に対する地域における運動・スポーツの実施・習慣化に係る取組
ア. 女性（妊娠期・子育て期を含む） **拡充**
イ. 働く世代 **拡充**

追加実施事項【選択事項】

以下の取組①～④については、推奨事項とし、実施する場合に審査の加点要素とする。

- ① 相談斡旋窓口機能（地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝えるワンストップ窓口を設置する。）
- ② 官学連携（申請する地方公共団体の地域の大学と連携し、大学等に備わる専門的知識や施設を知の拠点として協力を得る。）
- ③ 複数の地方公共団体の連携・協働
- ④ **運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用**（地域の医療関係者等の協力の下、地域住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用し、地域のスポーツを通じた健康づくりを推進。 **新規**

伴走支援（事業実施コーディネート、活動支援等） **新規**、運動・スポーツ習慣化に係る取組の全国的普及促進のためのセミナーの開催 **拡充**

目標とする成果

【事業実施前】

地方公共団体内のスポーツ実施率等の基本情報を整理し、成果目標等を定めた上で、事業実施の提案を行う（国費以外の多様な財源を一定額確保するようにする。）。

【事業実施中】

受託者において成果の評価を行う。3年を目途に、将来的に補助金無く事業を継続していけるようにする。

地方公共団体が、補助金によることなく、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための取組を継続的に実施するようになる。

障害者スポーツ推進プロジェクト

令和5年度要求・要望額 314,512千円
(前年度予算額 164,821千円)



背景・課題

- 1 東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、**障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備**することが必要。
- 2 また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、**障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消**と、スポーツ施策の**実施体制上の課題の解消**を図ることが必要。
- 3 さらに、特別支援学校等の運動部活動の地域移行を円滑に進めていくため、**総合型地域スポーツクラブ等における障害のある子供の運動部活動実施体制を支援**することが必要。

主な事業内容（前年度からの変更点）

スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業【委託先：法人格を有する団体】

- 重度障害・重複障害等の実態把握が十分でない障害種に関する調査研究【**拡充**】（→2への対応）

重度障害者等のスポーツ実施状況については、これまで十分に把握されていなかったため、現場における様々な取組事例を把握しながら、家族、介助者の状況も含めた重度障害者等のスポーツ等実施環境の整備に向けた必要な条件等について調査研究を行う。

障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業【委託先：都道府県、市町村又は法人格を有する団体】

- オープンスペースを活用したユニバーサルスポーツの実施環境の整備【**新規**】（→1への対応）

①公園、沿道、商業施設の広場等を活用し、②障害のある方もない方も一緒に楽しめる、③参加者本人が高価な道具等の準備不要な、スポーツイベントの開催を通じて、障害者スポーツ団体と地域まちづくり組織、企業、ボランティア等との有機的な連携体制の構築と障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた持続的な推進体制を整備する。また、こうしたイベントにおける障害のある方への安全対策や合理的配慮の提供等、運営上の留意点を取りまとめる。

- デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備【**新規**】（→2への対応）

実施する場の制約やともにスポーツをする仲間が近所にいない等の障害者スポーツに係る様々な課題の発見、デジタル技術の活用・開発による解決、効果測定等の取組を、障害者スポーツ団体と企業、大学等が連携して行うことを通じて、障害者スポーツを実施しやすい環境を抜本的に整備し、障害者スポーツの価値の発信・社会還元するための連携体制の構築と、障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図る。

- 地域内の障害者スポーツの提供体制の整備に向けた、総合型地域スポーツクラブ等における障害者スポーツメニューの新設等に係る支援【**拡充**】（→3への対応）

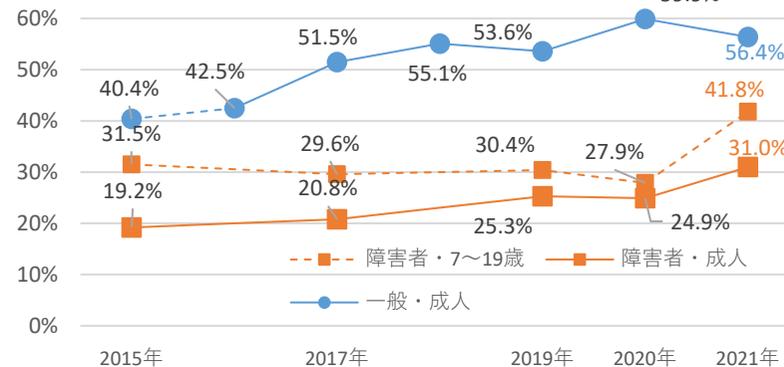
特別支援学校における運動・スポーツ活動促進等事業【委託先：特別支援学校設置者又は法人格を有する団体】

- 複数の特別支援学校等が参加するスポーツ大会の開催及び運営組織の設置等【**拡充**】（→3への対応）

社会福祉施設等における運動・スポーツ活動促進等事業【委託先：都道府県、市町村又は法人格を有する団体】

- 放課後デイサービス、障害者施設等の利用者を対象とした、社会福祉施設等における運動・スポーツ活動の促進【**新規**】（→2、3への対応）

スポーツ実施率の推移（週1日以上）



障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある者の割合 5.7%（2021年）

（出典）令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」
及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

背景・課題

活力ある共生社会の創造のためには、障害のある人たちが、障害の種類や程度、ライフステージに応じて、身近な地域で日常的にスポーツと楽しめる環境を整備することが必要。

目的・目標

公益財団法人日本パラスポーツ協会は、障害者スポーツの統括団体として、障害者スポーツの振興について中心的な役割を担っている。
国は、障害者スポーツの振興、ひいては共生社会の実現のため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項の規定に基づき、同協会が行う事業に係る経費の一部を補助している。

事業内容

1 障害者スポーツ振興事業

障害者スポーツに係る普及・啓発、情報収集・提供、調査研究、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行う。

① 連絡協議会開催事業

- ・障害者スポーツ協会、競技団体、指導者協議会、障害者スポーツセンター協議会合同会議等の開催
- ・技術委員会等の専門委員会の開催

② 情報収集・提供事業

- ・理解啓発パンフレット、報告書等の作成
- ・国民体育大会における情報提供 **(新規)**
- ・全国障害者スポーツ大会に係る情報収集等（開催地関係者との事前調整、担当者の派遣等）

③ 普及・啓発事業

- ・普及・啓発用掲示物等の作成
- ・セミナー、講演会、座談会等の開催
- ・功労者への表彰式の開催
- ・パラリンピックレガシー教材の開発 **(新規)**

④ 調査研究事業

- ・各種実態調査の実施 **(拡充)**

⑤ 活動推進費

- ・渉外担当専門職の配置

⑥ 地域における障害者スポーツの振興事業

- ・地域における連携事業等の実施 **(拡充)**
※都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会・障害者スポーツ施設・障害者スポーツ団体に対する委託により実施
- ・地域の障害者スポーツセンター構想会議の実施 **(新規)**
- ・障害者スポーツ用具拠点設置事業
- ・事業相談会、事業報告会等の開催

⑦ 障害者スポーツ人材養成研修事業

- ・指導者養成講習会等の実施 **(拡充)**
- ・指導者派遣事業の実施 **(拡充)**
※都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会に対する委託により実施

2 総合国際競技大会派遣事業

3 競技力向上推進事業

成果、事業を実施して、期待される効果

地域における障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの普及拡大を図り、障害のある・なしに関わらず、誰もがスポーツを楽しめる社会を実現する。

背景・課題

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第2項及び第3項により、**（公財）日本パラスポーツ協会、国及び開催地の都道府県は、共同して全国障害者スポーツ大会を開催するとともに、同大会の円滑な実施及び運営のため、国は（公財）日本パラスポーツ協会及び開催地都道府県に対し、必要な援助を行うこととされている。**

目的・目標

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手がこの大会に参加し、競技等を通じ**スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的**としている。国においても、大会の開催のため毎年定額補助を行っており、次年度においても、開催県に対し必要な補助を行う。

事業内容

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会（昭和40年～平成12年）」と「全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）（平成4年～平成12年）」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 主催者

（公財）日本パラスポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体。

3 参加資格

次の全ての条件を満たす者。なお、住所地又は入所・通所施設若しくは学校の所在地の都道府県・指定都市のいずれかで参加申込を受付。

- ①毎年4月1日現在、13歳以上の者
- ②以下のいずれかに該当する者
 - ・身体障害者手帳を所持する身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等、内部障害）
 - ・療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者
 - ・精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。現時点で決定している開催県については以下のとおり。

| 開催年 | 回数 | 開催地 | 開催期間 |
|-------|------|------|-------------------|
| 令和5年度 | 特別 | 鹿児島県 | 令和5年10月28日～30日 |
| 令和6年度 | 第23回 | 佐賀県 | 令和6年10月26日～28日 |
| 令和7年度 | 第24回 | 滋賀県 | 令和7年10月25日～27日(P) |

5 競技種目

| | |
|---------------|--|
| 個人競技 (7競技) | 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニスを含む。）、フライングディスク、ボウリング、ポッチャ（※） ※ 第21回大会から追加 |
| 団体競技 (7競技) | バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、フットベースボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー |

6 国庫補助

定額補助

成果、事業を実施して、期待される効果

全国障害者スポーツ大会を開催することにより、障害者がスポーツを始めるきっかけやスポーツ活動を行う上での目標となるなどのほか、大会を観戦する者が障害者スポーツに対する理解の促進が図られるなど、障害者スポーツの振興に大きな貢献があることが期待できる。